

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年11月27日（金曜日）

号外第80号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○監査委員公表	
監査の結果に関する報告について	1

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表23号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年11月27日

神奈川県監査委員	真島審一
同	高岡香
同	太田眞晴
同	小川久仁子
同	茅野誠

平成27年定期監査結果報告書

（平成26年度対象）

神奈川県監査委員

本報告書は平成27年に実施した定期監査の結果に関する報告である。定期監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、残余の出先機関及び本庁機関についても地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて実施した監査の結果に関する報告を同条第9項及び第11項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員小川久仁子及び監査委員茅野誠を、監査事務局については監査委員真島審一を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものに合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、議会及び知事並びに関係する委員会に提出し、公表する。

なお、本報告書には、同条第10項の規定に基づき、県の組織及び運営の合理化に資するための意見を別記として添えている。

平成27年10月6日

神奈川県監査委員	真島審一
同	高岡香
同	太田眞晴

同	小川久仁子
同	茅野誠

### 目次

第1 監査の対象	1
第2 監査の実施	2
1 監査実施方針	2
2 監査実施期間	2
3 監査の範囲	2
4 監査の実施箇所数	2
第3 監査の結果	2
1 監査結果の概要	2
(1) 本庁機関及び出先機関別内訳	2
(2) 局等別内訳	2
2 所属横断的視点による監査	3
3 不適切事項	3
(1) 特記すべき不適切事項の有無	3
(2) 複数の機関で認められた事案	6
4 要改善事項	7
(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	7
(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	8
5 箇所別の監査結果	11
(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	11
(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	25
別記 組織及び運営の合理化に資するための意見	28

### 第1 監査の対象

平成27年定期監査の対象は全ての県機関576箇所（平成26年度末の廃止により監査箇所でなくなった1箇所を含む。）で、その内訳は本庁機関214箇所、出先機関362箇所である。

なお、出先機関362箇所のうち、平成27年4月28日までに結果を取りまとめた108箇所については、監査の結果に関する報告を、同年7月13日に議会及び知事等に提出し、同月24日付けで公表（公報掲載）しており、本報告書では「既報告」と表記している。

**第2 監査の実施**

**1 監査実施方針**

公正で効率的な県の行財政運営の推進を促すため、監査の実施に当たっては、財務執行の合规性及び正確性の観点に加え、ストック(資産)や人件費なども含めてコストを意識した事業執行がなされるよう、費用に対する事業の成果や効果などについても3E監査(経済性・効率性・有効性)の視点から所属横断的に検証し、積極的な意見・提案を行い、地方自治法第199条第10項に基づく「組織及び運営の合理化に資するための意見」として提出する。

**2 監査実施期間**

平成27年1月から同年9月まで

出先機関：平成27年1月から同年8月まで

(職員調査は、平成26年12月から平成27年5月まで)

本庁機関：平成27年7月から同年9月まで

(職員調査は、平成27年5月から同年8月まで)

**3 監査の範囲**

平成26年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要に応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

**4 監査の実施箇所数**

監査を実施した576箇所の監査実施区分別の内訳は、甲監査297箇所、乙監査279箇所(うち書面調査164箇所)である。

監査区分	監査(甲)	監査(乙)		計
		箇所	うち書面	
本庁機関	204	10	0	214
出先機関	93	269	(164)	362
重点所属	24	0	0	24
大規模所属	17	7	0	24
中規模所属	26	40	0	66
小規模所属	6	7	0	13
業務定型的所属	20	215	(164)	235
計	297	279	(164)	576

(注) 1 甲監査は監査委員による実地調査、乙監査は書記(事務局職員)による実地調査又は書面調査(学校、警察署などの業務定型的所属の一部)を実施。

2 出先機関については、予算や人員の規模などにより区分し、原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに甲監査を実施。

**第3 監査の結果**

**1 監査結果の概要**

監査の結果、指摘したものは、不適切事項179件(うち既報

告39件)及び要改善事項12件(うち既報告1件)、計191件(うち既報告40件)である。

このうち、「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切で欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

**(1) 本庁機関及び出先機関別内訳**

指摘した191件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

区分	27年監査			26年監査			比較増減		
	本庁	出先	計	本庁	出先	計	本庁	出先	計
不適切事項	57	122	179	36	98	134	21	24	45
要改善事項	6	6	12	10	6	16	△4	0	△4
計	63	128	191	46	104	150	17	24	41

**(2) 局等別内訳**

指摘した191件の局等別の内訳は次のとおりである。

局等	対象箇所数	指摘事項が認められた箇所					
		不適切事項		要改善事項		内訳	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政策局	21(7)	7	13	6	12	1	1
推進局	1(0)	1	1	1	1	0	0
総務局	27(14)	6	6	4	4	2	2
安全防災局	9(3)	2	2	2	2	0	0
県民局	24(13)	10	17	10	16	1	1
環境農政局	31(18)	11	17	11	17	0	0
保健福祉局	43(23)	18	30	18	28	2	2
産業労働局	26(12)	6	7	4	5	2	2
県土整備局	38(15)	10	20	10	19	1	1
会計局	3(0)	0	0	0	0	0	0
企業庁	28(17)	7	9	6	8	1	1
議会局	4(0)	1	2	1	2	0	0
教育委員会	202(186)	53	65	51	63	2	2
各委員会	9(0)	2	2	2	2	0	0

公安委員会	110(54)	0	0	0	0	0	0
計	576(362)	134	191	126	179	12	12

(注) 1 ( ) は出先機関で内数。

2 政策局には地域県政総合センターを、保健福祉局には神奈川県立保健福祉大学を含めている。

3 不適切事項及び要改善事項のいずれもが認められたものが4箇所ある。(県民局1箇所、保健福祉局2箇所、県土整備局1箇所)

## 2 所属横断的視点による監査

平成27年においては、所得税等の源泉徴収漏れについて、所属横断的な監査をした。その結果は次のとおりである。

測量業務等の委託に当たって、相手方を法人と誤認したため所得税等の源泉徴収漏れが発生した事例が他県であったことから、本県に対して、平成26年度において横浜中税務署から適切に源泉徴収されているか自主的に点検するよう依頼があり、会計局が全庁調査(調査対象期間：平成22年1月から平成26年7月まで支払分)を行った結果、県の44機関において、215人の対象者から80,078,827円の源泉徴収漏れがあったことが判明した。

該当所属は会計局の指示に基づいて徴収漏れがあった税額について速やかに納付を行うなどの対応を行うとともに、会計局では、職員への注意喚起や源泉徴収事務に係る研修等を実施し、再発防止に取り組んでいるところである。

これを踏まえ、平成26年8月以降の執行について、測量士、不動産鑑定士、弁護士等のいわゆる「士業」への支払を中心に、所得税等の源泉徴収が必要な個人事業主等に対する支払延べ3,151人分を監査したところ、延べ3,002人分については適正に処理されていたが、9所属、延べ149人分について不適切事項が9件認められた。

## 3 不適切事項

不適切事項は179件で、不適切事項の内容は、後記「5箇所別の監査結果」のとおりであるが、平成26年監査に比べ33.6%増と引き続き増加している。これを指摘した事務の別に整理すると次表のとおりであり、支出及び庶務の増が顕著となっている。

(監査対象箇所数 平成27年：576箇所、平成26年：586箇所)

項目	27年監査		26年監査		件数比較増減	対前年比率
	件数	構成率	件数	構成率		
予算執行	12	6.7	7	5.2	5	171.4
収入	17	9.5	27	20.2	△10	63.0
支出	27	15.1	14	10.5	13	192.9
会計事務処理	1	0.6	0	0.0	1	皆増
契約	46	25.7	39	29.1	7	118.0
課税徴収	1	0.6	1	0.7	0	0.0
工事	2	1.1	0	0.0	2	皆増
補助金	3	1.7	0	0.0	3	皆増
現金・有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0

財産	24	13.4	20	14.9	4	120.0
庶務	42	23.4	23	17.2	19	182.6
その他	4	2.2	3	2.2	1	133.3
計	179	100.0	134	100.0	45	133.6

(注) 分類項目は、平成26年定期監査結果報告から、項目を追加(「会計事務処理」、「工事」、「現金・有価証券」)し、「税務」を「課税徴収」に変更した。

不適切事項の原因としては、事務手続の遅れや未処理によるものが94件と多く、特に出先機関において事務手続の遅れの事案が22件、未処理の事案が44件発生している。事務処理の遅れや未処理の内容は、契約の締結が遅れたもの、支払が遅延していたため遅延利息を支払っていたもの、教員特殊業務手当を支給していなかったもの、公務出張の入力を怠ったため旅費が支給されていなかったものなどであり、昨年も定期監査結果報告書において指摘したところではあるが、今年には更に増加している。

また、この他にも、会計年度や予算科目を誤っていたもの、設計額の積算を誤っていたもの、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額が不足又は過大であったものなど事務処理の誤りが引き続き発生している。

いずれの事案も処理の必要性は認識しつつも失念していたもの、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足、併せて各所属における確認不足や進行管理の不備など、内部統制が十分発揮されていないことなどに起因するものと考えられる。関係各機関においては、内部統制が十分に発揮されるよう努めるとともに、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令及び財務関係諸規定に係る理解の向上を図るなど、適正な財務関係事務の確保のために、引き続き努力する必要がある。

### (1) 特記すべき不適切事項の有無

不適切事項179件のうち、特記すべきものが次のとおり25件ある。(うち1件が重複)

このうち4件は、同一事案を2箇所に対して指摘したもので、また2件は複数項目に該当している。

#### ア 金額的に特記すべき事案

指摘した179件のうち、指摘の規模からみて特記すべきものは次のとおりである。

#### (7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

##### a 支出

○ 流域下水道事業会計の平成24年度及び平成25年度の消費税及び地方消費税の確定申告について、消費税法改正による変更を反映しなかったことなどにより申告内容に誤謬を生じたため、平成26年度に修正申告を行い延滞税合計247,500円を支払っていた。(県土整備局河川下水道部下水道課 p.18)

○ 国の委嘱事業である「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム(グローブ)推進事業」(平成25～26年度)に係る国費の会計処理について、事業実施校(市立小学校)が行うものと誤認

し、教育局が行うべき平成25年度の国費の会計処理を行わなかったため、本事業の実施に要した経費を国費で支払うことができなくなり、県費の平成26年度予算により同校校長に対し見舞金として234,752円を支払っていた。(教育委員会支援部子ども教育支援課 p.21)

- 平成25年度に県立伊勢原射撃場で使用する備品として発注し納品された、標的採点機2点、ボタンポジションプレッシャーゲージ2点(購入額計1,520,400円)及びシューティングブーツベンディングゲージ2点(購入額896,700円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を316日過ぎた平成26年6月に支払っていたことにより、遅延利息合計60,900円を支払っていた。(教育委員会生涯学習部スポーツ課 p.21)

#### b 補助金

- 平成25年度に交付した院内保育事業運営費補助金につき、返還を求めべき消費税及び地方消費税の仕入控除税額が生じていたにもかかわらず、これを看過したものが7件あり、返還を求めべき額が50,573円不足していた。(保健福祉局保健医療部保健人材課 p.16)

※ 平成26年監査結果報告では、取り上げる指摘の規模の金額について「1万円以上」としていたが、平成27年監査結果報告では「5万円以上」に変更した。

なお、平成27年監査結果で、指摘の規模の金額が1万円以上5万円未満のものは8件あった。

#### (イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

該当なし。

#### (ロ) 上記(イ)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く)

##### a 予算執行

- 平塚市が発注した鹿見堂雨水幹線改築工事について、県と市の費用負担に関する平成26年度協定書に基づき、12,920,674円を支出していたが、歳出科目を「負担金、補助及び交付金」とすべきところ、誤って「委託料」で執行していた。(県土整備局事業管理部県土整備経理課 p.18、河川下水道部下水道課 p.18)

##### b 収入

- 指定管理者負担金(収入額190,037,950円)の収入に当たり、病院事業の財務に関する特例を定める規則で定める納付期限を定めていなかった。また、共通経費負担金(収入額7,014,868円)については、納付期限までに納付していない者に対し、督促状を発行していなかった。(保健福祉局保健医療部県立病院課(病院事業会計) p.16)

- 県内で就業する看護師等の人材を育成するため、養成施設(看護専門学校や大学の看護学部等)に在学し、卒業後に県内で看護職として従事する意思がある学生を対象として、看護師等修学資金の貸付を行っている。

当該貸付金の返還については、条例により、月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法で行っているが、納付期限内に納付しなかった相手方への督促に当たり、一括して処理していたため、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが6執行分(延べ51人分)、1,314,000円あった。(保健福祉局保健医療部保健人材課 p.16)

#### (イ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

- 神奈川県財務規則の規定により、価額が100万円以上の物品(重要物品)については、不用決定をする場合には、本庁機関の課長の承認が必要であるとされているが、特種用途自動車1点(台帳価額8,490,000円(平成元年取得価格))について不用決定する際に、本庁機関の課長の承認を受けず、所長の決裁で決定していた。[既報告](安全防災局神奈川県総合防災センター p.12)

- 寄附物品(寝台等197点、総評価額3,076,500円)の受入れに当たり、全ての物品について受入手続すべきところ、備品に該当する5万円以上の寝台1点しか受入手続をしていなかった。

また、部長の決裁が必要となるにもかかわらず、これをしていなかった。(県民局くらし県民部人権男女共同参画課 p.13)

#### (ロ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 県が指定した5つの調査機関との間で一者随意契約を締結している介護サービス情報調査事務委託(単価契約、支出額:5者合計73,374,284円)の契約締結に当たり、個々の調査機関ごとに予定価格と見積額を比較すべきところ、委託事業全体として設定した予定価格と、個々の調査機関の見積額に予定数量を乗じた概算総額の合計額を比較しており、個々の調査機関の見積額の妥当性の検討方法に適正を欠いていた。(保健福祉局総務室 p.15)

- 介護ロボット普及・実証調査研究事業委託契約(契約金額26,363,144円)に係る仕様書に、委託業務として介護施設及び事業所に介護ロボット20台以上を貸し出して実証モニタリング調査を実施することが定められていたところ、履行された実証モニタリング調査の対象台数が20台に満たなかったにもかかわらず、完了検査で契約内容の適正な履行を確認したものとして処理していた。(保健福祉局総務室 P.15、福祉部高齢社会課 p.16)

- 空調設備保守管理業務委託(契約金額47,952,000円)



の実施に当たり、同契約に基づく業務従事者に係る提出書類を受託者から受領しておらず、履行確認が不十分であるなど事務処理が不適切であった。[既報告] (教育委員会神奈川県立相模原中央支援学校 p. 24)

(h) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が千円以上のもの

該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

指摘した179件のうち内容的に特記すべきものは次のとおりである。

(7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反があったもの(3件以上)

該当なし。

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 収入

- 県内で就業する看護師等の人材を育成するため、養成施設(看護専門学校や大学の看護学部等)に在学し、卒業後に県内で看護職として従事する意思がある学生を対象として、看護師等修学資金の貸付を行っている。

当該貸付金の返還については、条例により、月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法で行っているが、納付期限内に納付しなかった相手方への督促に当たり、一括して処理していたため、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが6執行分(延べ51人分)、1,314,000円あった。【再掲】(保健福祉局保健医療部保健人材課 p. 16)

- 太陽光発電に係る電力売買契約に基づく電力料金の収入(5月分13,671,265円、6月分9,681,221円、10月分6,735,539円)に当たり、遅延利息3回分、23,558円を請求していなかった。(企業庁神奈川県企業庁相模川発電管理事務所 p. 20)

(b) 支出

- 厨房用消耗品の購入に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた支払期限(特に約定のない場合、相手方が支払請求をした日から15日以内)を過ぎて支払を行っていたものが、3執行分、84,265円あった。(県民局神奈川県立おおいそ学園 p. 14)

- 大学の運営や研究に係る委員会の委員及び研究や公開講座への協力者に対する委員謝礼金等(533,720円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って源泉徴収税額表の事業所得の税率を適用して税額を算出し、所得税及び復興特別

特別所得税、延べ33人分、39,592円を過大に源泉徴収していた。(保健福祉局神奈川県立保健福祉大学 p. 17)

- 委員謝礼金等(569,000円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って源泉徴収税額表の事業所得の税率を適用して税額を算出し、延べ41人分、47,050円を過大に源泉徴収していた。(保健福祉局神奈川県立保健福祉大学実践教育センター p. 17)

- 委員謝礼金等(160,600円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って源泉徴収税額表の事業所得の税率を適用して税額を算出し、延べ22人分、11,470円を過大に源泉徴収していた。(教育委員会神奈川県立体育センター p. 21)

(c) 契約

- ファクシミリ賃貸借契約ほか2事案(3件)(契約総額17,460円)の契約の締結に当たり、契約期間の始期が4月1日である契約を会計局長通知に反し5月23日及び同月30日に締結していた。(保健福祉局神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター p. 16)

(d) 財産

- 足柄上合同庁舎に設置されている活性汚泥法の浄化槽については、浄化槽法及び環境省関係浄化槽法施行規則に基づき、浄化槽管理者は、週1回以上の保守点検を実施することを義務付けられているが、事務処理の遅れから保守点検業務委託の契約締結が10月下旬となったため、平成26年4月から同年10月までの間保守点検を実施していなかった。[既報告](県土整備局神奈川県西土木事務所 p. 19)

(e) 庶務

- 「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と定められている。また、職員に対し週休日に勤務を命じる場合には、当該週休日に勤務割振りを行い、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定める期間(当該勤務した日の4週間前の日から8週間後の日まで)にある勤務日を週休日に変更する振替などを行うこととされている。

教諭1名が生徒引率等用務で週休日に勤務することとなったが、所要の振替を行わなかったため、同条例に定める1週間当たりの決められ

た勤務時間を超過しているものが3件あった。  
 [既報告] (教育委員会神奈川県立横浜清陵総合高等学校 p.22)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし。

(f) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(g) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

いずれも該当なし。

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

○ 支出事務において、不動産鑑定料(1件、312,120円)の支払に当たり、請求書の受理後に再三支払の督促を受けていたにもかかわらず、支払期日から288日を経過して支払っていた。(県土整備局事業管理部用地課 p.18)

○ 平成25年度に県立伊勢原射撃場で使用する備品として発注し納品された、標的採点機2点、ボタンポジションプレッシャーゲージ2点(購入額計1,520,400円)及びシューティングブーツベンディングゲージ2点(購入額896,700円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を316日過ぎて平成26年6月に支払っていたことにより、遅延利息を合計60,900円支払っていた。【再掲】(教育委員会生涯学習部スポーツ課 p.21)

(h) 前回監査の不適切事項について是正、改善等がされていないもの

a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの

b 措置の実効が挙がっていないもの

c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの

いずれも該当なし。

(2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(上記(1)で示した事案も含む。)

ア 予算執行

○ 予算の執行に当たり、予算科目を誤っていたものがあった。(9箇所)

この不適切な取扱い、予算執行に係る適切な科目について理解が不十分であったことによるものであり、

関係規定等の理解の向上を図り、適正な事務執行について、周知徹底を図る必要がある。

イ 支出

○ 公共料金等の支払に当たり、支払期限を超えて支払っていたものが11箇所あり、このうち遅延利息が発生していたものが4箇所あった。

この不適切な取扱いは、進行管理や複数職員による確認が不十分であったものであり、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

○ 謝礼金等の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく源泉徴収税額表の適用を誤ったことなどにより、所得税及び復興特別所得税を過大に徴収していたものが4箇所、また徴収不足となっていたものが5箇所あった。

この不適切な取扱いは、当該謝礼金等の所得が給与又は事業のいずれの区分に該当するかの判断に当たり、専門的な解釈が必要となる事案について所轄税務署の見解の確認を怠ったことによるものであり、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

ウ 契約

○ 契約書に定められた履行確認に必要な報告書等の提出を受けていないなど、業務が適正に完了したか確認しないまま契約代金を支払っているものがあった。(10箇所)

この不適切な取扱いは、契約事務において適正な執行管理を行う必要性の認識を欠くものであり、適正な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

○ 産業廃棄物の収集運搬・処分委託契約の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令他に定める必要事項を記載していなかったなど、契約書に必要な事項を定めていなかったものがあった。(7箇所)

この不適切な取扱いは、契約事務において根拠となる法規等の基本的な理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

○ 契約書の作成を要する契約で契約期間の開始日が4月1日であるものについては、4月1日には契約当事者双方が記名押印した契約書が作成されている必要がある。一方、新年度開始早々の時期は新規の契約締結件数が多いことなどから、実際に同日中に契約当事者双方が契約書に記名押印を終えることができないことがある。こうした事情を考慮し、平成24年1月31日付け会計局長通知により、契約書の作成を要する契約で契約期間の開始日が4月1日であるものについては、記名押印の日が契約期間の開始日より後の日である場合にあっては、契約効力を契約期間の開始日から生じるものとする旨の条項を入札説明書又は見積書提出依頼書に記載し、入札参加者等に明示することで、これ

を認めている。

しかしながら、こうした要件に該当しないにもかかわらず、契約期間の始期を契約締結日前に設定しているものがあつた。(4箇所)

又、同通知では遅くとも4月中には契約書の締結を完了させることとされているにもかかわらず、5月以降に締結しているものがあつた。(3箇所)

この不適切な取扱いは、本通知の趣旨の理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

- 業務委託契約等の締結に当たり、予定価格が随意契約ができるとされている額を超えているにもかかわらず、競争入札を行わず随意契約していた。(5箇所)

この不適切な取扱いは、契約事務の根拠となる関係規定の基本的な理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

## エ 財産

- 行政財産等の目的外使用許可等に当たり、使用料又は占用料の算定を誤って許可等しているものがあつた。(6箇所)

この不適切な取扱いは、使用料又は占用料算定の根拠となる条例や規定等の基本的な理解を欠くことや現況確認が不十分であつたことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

- 行政財産等の目的外使用許可の手續を行わずに、防犯灯等が設置されているものがあつた。(5箇所)

この不適切な取扱いは、敷地内に使用許可が必要な物件が存在していることの確認及び財産管理における当該手續の必要性の認識を欠くものであり、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

## オ 庶務

- 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかつたことなどにより、旅費を支給していないものがあつた。(14箇所)

この不適切な取扱いは、同システムによる手續の必要性の認識を欠くものであり、適切な事務執行について周知徹底を図る必要がある。

- 修学旅行で生徒を引率し指導を行う業務等に従事した場合に支給される教員特殊業務手当を支給していないものがあつた。(13箇所)

この不適切な取扱いは、手当支給の根拠となる条例や規則の基本的な理解を欠くことや、複数職員による確認が不十分であつたことによるものであり、適切な事務執行が行われるよう周知徹底を図るとともにチェック体制を強化する必要がある。

- 週休日に勤務し振替を行わなかつた職員に対し、時間外勤務手当を支給していないものがあつた。(7箇所)

この不適切な取扱いは、進行管理や複数職員による

確認が不十分であつたことによるものであり、適切な事務執行が行われるよう周知徹底を図るとともにチェック体制を強化する必要がある。

## 4 要改善事項

要改善事項の12件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

### (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

#### ① 複写機の更新に係る調達に関する件 (政策局総務室)

カラー複写機の更新・新規導入に当たって、会計局の「複写サービス」のあっせんによらず調達を行っているものがあつた。

複写機の更新・新規導入については、会計局調達課による「複写サービス」のあっせんにより、原則として複写能力別機種選択表(モノクロ機、最大原稿サイズ:A3)に該当する複写機を導入するものとしているが、本庁各課においてカラー機等、複写能力別機種選択表に該当しない機種を希望する場合は、事前に相談に応じることとしている。

政策局において、カラー複写機の調達に当たり、会計局調達課で実施するあっせんによらず、個別に調達をしている事例が複数見受けられた。(平成26年度執行額の合計、1,055,818円)

政策局全体の「複写サービス」のあっせん依頼の調査とりまとめを所管しているのは政策局総務室であつたが、同室では会計局調達課においてカラー複写機が「複写サービス」のあっせん依頼の対象となっているとの認識がなく、カラー複写機の調度を希望する局内各課に対し、あっせんによる調達についての必要な助言・調整等を行っていなかったため、政策局内ではカラー複写機を個別に調達し、賃貸借契約により借用し、使用していた。

会計局調達課によるカラー複写機の調達仕様では、契約業者が定期的に消耗品(トナードラム)を補給しなければならないが、政策局の個別調達仕様では、契約業者が定期的に消耗品を補給することにはなっておらず、県が別途消耗品を購入する必要があつた。また、カラー複写機本体のリース料についても、会計局調達課の契約では複写1枚当たりの複写単価に含まれているが、政策局の個別調達仕様では、長期継続契約によるリース料を負担することとなっており、あっせんによる調達の方が効率的・経済的な執行となるものと認められる。

以上のことから、今後の政策局のカラー複写機の調達に当たっては、「複写サービス」のあっせん依頼による調達を行うことがより効率的・経済的な執行を期待できることから、総務室があっせん依頼の調査取りまとめ時において局内各課に対し、会計局調達課との事前相談などの必要な助言・調整を行い、あっせんによる調達へ改善する必要がある。

#### ② 「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ若者就職支援センター」の清掃業務請負契約に関する



件(産業労働局労働部雇用対策課)

同一施設に設置している「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ若者就職支援センター」の清掃業務請負契約について、別個に単年度契約で行っていた。

雇用対策課が運営する「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ若者就職支援センター」は、いずれも横浜駅西口の横浜STビル5階(横浜市西区北幸1-11-15)に入居している。

両施設の清掃業務については、施設ごとに一者随意契約により執行しているが、これは、開設時期が異なることなどから、開設時にそれぞれ契約をし、その形のまま、現在に至っているものである。

しかしながら、両者は、いずれも単年度契約であり、仕様(清掃内容)も同一であることから、施設ごとに契約する合理的な理由はなく、両施設を一体で契約することにより、事務執行の効率化を図ることができるものと認められる。

また、長期継続契約とすれば入札執行となり、長期継続契約としない場合においても、現在の両施設の契約額から判断すると、見積合せが必要となり、競争性が生じることに加え、一体で契約することによる経費削減も考えられ、経済的な執行につながるものとも思われることから、契約方法を改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

① 県税の滞納処分として差し押さえた財産を換価した代金の取扱いに関する件(総務局財政部徴収対策課)

県税の滞納処分として差し押さえた財産を換価した代金について、債権者に配当金を交付した後に残余金がある場合の支払を現金による直払いに限定していた。

県税の滞納処分として差し押さえた財産を換価した代金については、国税徴収法の規定に基づき、滞納県税へ充当し、さらに、その他の債権者に配当金を交付した後、なお残余金がある場合は滞納者へ交付することとされており、その交付は、神奈川県県税取扱要領の規定により、直払いの方法によるものとされている。

一方、滞納者への配当残余金の交付に当たって、当該滞納者が自己名義の銀行口座への振込みを希望した場合には、実務上、こうした依頼に対応し、口座振込により交付することがあるが、これに当たっては、同要領の規定を踏まえ、交付期日に一旦所管出納員に直払いにより現金を払い出した後、その現金を再度歳計外現金口座に受け入れ、その後、滞納者名義の銀行口座に払い出す処理を行うよう、徴収対策課が各県税事務所に対して指導していたため、事務処理の複雑化及び配当残余金交付の遅延を招いていた。

しかし、国税徴収法など関係法令が現金以外の方法による交付を禁じているとまではいえないことから、配当残余金の交付について、滞納者の口座に直接払出処理を

する方法を認め、これを同要領に明確に位置付けるなど、事務処理の簡素化及び配当残余金等のより早期の交付に向けて、事務処理を改善する必要がある。

② 企業庁が管理する財産の使用に伴う使用料の取扱いに関する件(総務局財産経営部財産経営課)

企業庁が管理する財産を県が使用する場合及び県が管理する財産を企業庁が使用する場合に伴う使用料を、無償として取り扱っていた。

神奈川県県有財産規則第24条の規定に基づく県有財産の県機関に対する使用承認のうち、企業庁に対するものについては、同運用通知第24条関係第4項において、原則有償とする旨が定められているところであるが、湘南地域県政総合センター及び県央地域県政総合センターにおいて、これらのセンターが管理する土地改良財産の企業庁への使用承認について、使用料を免除していた事案が認められた。

企業庁に対する使用承認に係る使用料については、昭和53年に企業庁に対する使用承認が原則有償とされた後も、事実上、無償とする取扱いが継続されたものもあった中、平成10年に、土地改良財産に係る事務を所管する農政部(当時)からの照会を契機として、知事部局管財課(当時)は、企業庁管財課(当時)と使用承認の有償化について協議したものの、知事部局と企業庁の使用料相当額には格差があり、知事部局側が相当な財政負担を負うため、当面は無償の扱いを継続することとしたところであるが、こうした取扱いは全庁的に明確な形で周知されてはいない。

このため、本件においても、両センターはこうした当面の取扱いを認識しておらず、単に運用通知改正前の取扱いを現在まで踏襲していたものと考えられるが、臨時的にでも原則と異なる例外的な取扱いを認めるならば、その合理性等について制度所管課が明確に示すべきである。また、当面の取扱いであると位置付けていながら、既に17年近くが経過した今日に至るまで整理がなされておらず、規定と実際の運用が乖離している<sup>かい</sup>と受け止められかねない状態が長期に及んでいる点には問題性が認められる。

こうしたことから、今後は、企業局との調整を速やかに行い、使用料の取扱いを整理した上で、全庁的に明確な形で周知するよう、制度運用を改善する必要がある。

③ 指定管理者が管理する施設に係る、適切な財産管理の方法及び管理に関する基本協定書の規定に関する件(県民局くらし県民部人権男女共同参画課)

指定管理者が管理する施設に係る適切な財産管理の方法及び管理に関する基本協定書の規定で実態と乖離しているものがあった。

当該施設については、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、県は、平成26年度に指定管理料を124,950,161円支払っている。そして、管理業務の対象となる管理物件については、当該施設の管理に関する基本



協定書第6条において、管理施設及び管理物品の内容は、財産台帳及び備品出納簿のとおりとしていた。

その後、平成23年度の神奈川県財務規則の改正により、備品の管理方法が備品出納簿から備品台帳に切り替わり、備品出納簿が廃止されており、また、平成26年4月には、当該施設が借用不動産（建物）に移転し、これに伴い県は、新たな管理物品2,093点（備品162点、消耗品1,931点）を整備しているが、そうした状況変化にもかかわらず、新施設への移転が決まってから移転するまでの期間が短かったことなどもあって、従来からの管理物件の規定を見直さなかった。

このため、管理物品については、制度上現存しない備品出納簿という帳簿により管理を行うという合理性を欠く状況となっていただけでなく、消耗品に該当する管理物品については、仮に、備品出納簿を備品台帳と読み替えたとしても、管理物品として位置付けることが出来ない状況となっていた。また、管理施設は借用建物であるため、協定上の管理物件としては位置付けることが出来ない状況となっており、土地についてもどの部分が指定管理者として管理すべき範囲なのか明確になっていなかった。

以上のとおり、基本協定書第6条の規定は、県の会計制度の改正や移転後における管理物件の実態と乖離した状況となっており、管理施設や管理物品に毀損等が生じた場合や施設内で事故があった場合に、管理上の責任が県にあるのか指定管理者にあるのかが不明確になり問題があるため、実態に即した内容となるよう基本協定書等について見直す必要がある。

#### ④ 指定管理者制度を初期に導入した4施設のモニタリングの実施状況に関する件（保健福祉局福祉部障害サービス課）

指定管理者制度を初期に導入していた4施設では、実績報告書及び利用者満足度調査等に基づくモニタリングの実施が、他の施設に比べ十分でないものとなっていた。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としており、この目的を達成するためには、指定管理業務の遂行に対する事後統制が適切に実施される必要がある。その手法として、本県においては、毎年度終了後に指定管理者から提出される実績報告書のほか、利用者満足度調査等によりモニタリングを実施することとし、指定管理者との間で締結する基本協定にその実施方法を定めている。

障害サービス課が所管する指定管理者制度導入施設についてモニタリングの実施状況を確認したところ、津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び秦野精華園については、指定管理者との間で年度毎に締結される年度協定に基づく平成26年度事業計画とその実施状況を整理した平成26年度事業実績及び利用者満足度調査結果報告等が具体性に欠けるものであるなど、実績報告書

及び利用者満足度調査等に基づくモニタリングは所期の水準に達していないものと認められた。

本県における指定管理者制度の運用手続は、平成18年度から多くの公の県立施設に指定管理者制度が導入されるに際して確立されたが、津久井やまゆり園には平成17年度に先行導入されているため、同施設に係るモニタリングの具体的な手法については未整理な点があり、他の3施設にもその手法が継承されたものと推測される。しかしながら、障害サービス課が所管する他の指定管理者制度導入施設においては実績報告書及び利用者満足度調査等に基づくモニタリングが比較的適切に実施されている。

したがって、障害サービス課は、本件4施設に係る各年度の事業計画及び実績報告並びに利用者満足度調査の内容を改善するよう指定管理者に指示し、実績報告書及び利用者満足度調査等に基づくモニタリングが所期の水準を達するよう改善する必要がある。

#### ⑤ 情報ネットワーク配線機器賃貸借及び保守契約における予定価格積算に関する件（保健福祉局神奈川県立保健福祉大学）

情報ネットワーク配線機器の賃貸借及び保守契約における予定価格の積算について、保守業務にもリース料率を適用していた。

長期継続契約である同賃貸借及び保守契約（契約金額73,055,520円）の入札に当たり、リース物件の見積価格と保守業務に係る見積額の合計額にリース料率を乗じて求めた月額リース料に基づいて予定価格を積算していた。

しかし、この積算方法では、金利、固定資産税、損害保険料など保守料の積算に当たり加算する必要のない要素が混入されることにより、積算の合理性や明瞭性が損なわれることになり、見方によっては、これら加算する必要のない金額により積算が過大になっているとの印象を与えかねないものであるため、今後は、利益相当額を含めた見積りを徴するなどして、より合理性や明瞭性が高い方法へ改善する必要がある。

#### ⑥ 公益社団法人神奈川県計量協会に対する本館建物の一部等への使用許可に伴う光熱水費等の算定方法に関する件（産業労働局神奈川県産業技術センター計量検定所）

行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の実費負担のうち警備委託料の算定方法について、按分計算と実態が乖離しているものがあつた。

計量検定所では、公益社団法人神奈川県計量協会に事務室及び車庫として、本館建物の一部等を使用許可している。その際、神奈川県県有財産規則及び行政財産の目的外使用許可取扱要領に定める光熱水費等を徴するに当たり、計量検定所と同協会が「神奈川県産業技術センター計量検定所の使用許可に係る光熱水費等の負担に関する協定書」を締結し、光熱水費等の同協会の負担額は締結した協定書に基づき算定し請求しているが、そのうち警備委託料の算定に当たり、警備委託料の1㎡当たりの単

価を算出し、これに許可面積を乗じて算出すべきところ、警備対象に含まれていない建物面積を含めて算定しており、実費負担額を超えた負担を求めているため、協定書を見直す必要がある。

**⑦ 足柄上合同庁舎警備業務等契約における設計額積算に関する件**〔既報告〕(県土整備局神奈川県西土木事務所)

足柄上合同庁舎警備業務及び同庁舎第二別館の受付業務委託における設計額の積算について、改善が必要と認められるものがあつた。

同業務において、条件付き一般競争入札により選定を行っているが、入札に当たっては、国土交通省が実態調査に基づき決定した平成26年度建築保全業務労務単価等を参考として予定価格を積算しており、平成26年度における落札価格は11,070,000円であつた。

当該積算に当たっては、建築保全業務労務単価の警備員日割単価基礎額等から1時間当たり単価を算出し、これに仮眠時間等を除き警備業務等に従事する時間数を乗じて直接人件費を算定していた。その際、直接人件費の算定における仮眠時間数が、仕様書に定める業務内容から算出される仮眠時間数と一致していなかった。また、建築保全業務労務単価の警備員日割単価基礎は、別途夜勤手当及び宿直手当が支給されることを前提としているにもかかわらず、本件においては夜勤手当及び宿直手当の対象業務について日割単価並びに夜勤手当及び宿直手当が建築保全業務労務単価の意義と異なる内容により積算されていた。

したがって、本件の積算方法は業務内容を適切に反映したものは認められないため、今後は、より合理的な積算へ改善する必要がある。

**⑧ 配水管等の毀損に伴う損害賠償金の未納債権に対する債権管理に関する件**(企業庁神奈川企業庁厚木水道営業所)

配水管等の毀損に伴う損害賠償金の未納債権に対する債権管理について、取扱いに一貫性を欠き、半年以上督促業務が行われていないものがあつた。

企業庁では、企業庁の配水管、送水管、給水管その他付属物(以下「配水管等」という。)を故意又は過失により毀損し、企業庁に損害をあたえた者(以下「毀損者」という。)に対する損害賠償の事務処理要領を定めて、毀損者から賠償金を徴収している。

厚木水道営業所では、配水管等の毀損に伴う損害賠償金の過年度未納債権4件(348,297円)について、毀損者に督促等を行い企業庁債権管理取扱要領に基づき債権管理票に督促状況を記載し、債権管理を行っている。

しかし、その督促状況は、専ら担当者の判断に委ねられ、電話による督促のみのものから現地に赴き所在を確認しているものなど対応が統一されておらず、半年以上督促業務が行われていないなど、債権管理が適正に行われていなかった。

よって、所として配水管等の毀損に伴う損害賠償金の

未納債権に対する基本的な方針を定め、事務処理を改善する必要がある。

**⑨ 冬季期間中に教室などにストーブを設置する経費に関する件**(教育委員会神奈川県立新栄高等学校)

冬季期間中の一般教室などにおける付加的な暖房の実施に当たり、暖房器具の燃料代の執行について、私費会計から支出しているものがあつた。

当校では、冬季期間中一般教室などにおいて、空調機器による暖房のみでは寒さ対策やインフルエンザ予防には不十分と判断し、同校の保護者の会の了解を得て、空調機器による暖房に加えて県有物品のストーブを設置し暖房を実施していたが、ストーブの取付け・取外し代及び暖房用灯油購入代(11件、1,401,313円)のうち、公費負担化された空調機器が配置されている一般教室などに係るものについては、私費会計から支出(6件、736,770円)し、空調機器が配置されていない特別教室などに係るものについては、公費で支出(5件、664,543円)していた。

しかし、学校教育法第5条では、学校運営経費は原則として学校設置者が負担することとされており、また、教育局が作成した「公費・私費の負担区分に係る運用基準」においても、これらの経費は公費負担とするものとして例示されているところであり、本件経費は本来公費で負担すべきものと認められる。

したがって、学校運営経費に係る執行の透明性を高めるために、冬季期間中、空調機器で暖房を実施している一般教室などにおいて、更に付加的にストーブを設置し、暖房を実施することの必要性を十分に検討し、学校運営経費として真に必要なならば、公費負担の必要性や妥当性が曖昧なまま私費会計に負担させるのではなく、適切に予算措置を行った上で公費で執行するよう改善する必要がある。

**⑩ 通学用スクールバスの運行业務委託に関する件**(教育委員会神奈川県立中原養護学校)

児童・生徒の通学用スクールバスの運行业務委託契約について、実際の運転日数が仕様書に反映されていないものがあつた。

当校では、児童・生徒の通学用スクールバスの運行业務委託契約を3件締結しているが、このうち1件については、毎年の事前公募に対し応募者がなかったため、平成15年度から契約を継続してきた同じ契約者を選定し、見積書を徴収していた。

当該契約の執行における積算に当たり、運転員給与の積算根拠となる従事日数を授業の登下校の送迎のある201日(年間授業日数)としており、授業日以外の休日又は休業期間中に行われる校外学習などの送迎に係る日数が含まれていなかった。

当校では、仕様書及び積算書の作成に当たって、前年度の契約における算定根拠と同じく、仕様書及び積算書の運転員の業務従事予定日数を年間授業日数としており、

授業日以外の休日等の送迎に係る運転員の業務従事日数を加算していなかった。

しかしながら、当積算書及び仕様書の運転員の従事日数と実際に運転員が従事すべき日数との間に乖離があるということは、適切な見積価格を算定する上で支障となるおそれがあるので、今後の契約執行においては、運転員の業務従事日数を精査し、年間授業日数を上回る場合

は、その業務従事日数分を上乗せするなど、積算書及び仕様書を適切に作成するなど改善する必要がある。

#### 5 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は134箇所であり、また、認められなかった箇所は442箇所、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

#### (1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

##### ア 政策局（7箇所、13件）

###### (ア) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
政策局総務室	平成27年8月28日（平成27年7月13日職員調査）	（要改善事項） 「複写機の更新に係る調達に関する件」（前記4(1)①参照）
自治振興部市町村課	平成27年8月28日（平成27年7月21日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、平成26年度に領収した現金の納入に当たり、会計年度を誤り、平成27年度の収入として処理しているものが1件、150円あった。
自治振興部広域連携課	平成27年8月28日（平成27年7月22日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費2件、1,608円を支給していなかった。

###### (イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立公文書館	平成27年3月25日（平成27年3月24日及び同月25日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、事業主負担分の支出手続が遅れたため、期限後に納付しているものが1件、336,288円あった。 また、本人負担分の支出手続の遅延により、期限後に納付しているものが1件、336,288円あった。 2 契約事務において、建物設備維持管理業務の委託（契約額63,828,000円：長期継続契約）の履行確認に当たり、平成26年12月分の小規模受水槽水道検査業務（25,920円相当：税込）が履行されていなかったにもかかわらず、同月分の委託業務の対価（4,892,103円）全額を支払っていた。
神奈川県県央地域県政総合センター	平成27年4月22日（平成27年3月3日から同月6日まで職員調査）	（不適切事項） 1 工事事務において、治山工事の契約（契約額27,081,810円）に当たり、のり面保護工（ラス張工）について誤った施工規模加算率により積算していたため、設計額が過大（280,800円）のまま入札事務を執行し契約を締結していた。 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 神奈川県県有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに標識柱及び防犯灯が設置されているものが3件あった。 (2) 工作物に係る県有財産台帳の整備に当たり、神奈川県県有財産規則の運用及び工作物取扱要領に基づき備えておくことが必要な図面を作成していなかった。
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成27年4月21日（平成27年3月6日及び同月9日から同月11日まで職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、3,080円あった。 2 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、20件、1,161円が徴収不足であった。 3 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託の契約（契約金額1,312,601円）に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が10,800円過大のまま契約を締結していた。
神奈川県県西地域県政総合センター	平成27年4月24日（平成27年3月13日及び同月16日から同月18日まで職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、賃借している敷地内に設置された電力柱1本、支線1条及び電力線1条に関し、本柱1本及び支線1条に係る契約として締結すべきところ、電力線1条の共架に係る転貸借契約として誤って締結していたため、転貸料1件、年額1,552円が徴収不足となっていた。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、470円



を支給していなかった。

## イ ヘルスケア・ニューフロンティア推進局(1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	平成27年8月28日(平成27年7月14日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、第1回再生医療産業化展ブース出展及び再生・細胞医療セミナー等開催業務委託契約(契約額4,104,000円)の変更契約に当たり、契約期間内に変更契約の締結を行っていなかった。

## ウ 総務局(6箇所、6件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財政部課税課	平成27年8月31日(平成27年7月30日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが5件あり、そのうち旅費2件、400円が支給されていなかった。
財政部徴収対策課	平成27年8月31日(平成27年7月30日職員調査)	(要改善事項) 「県税の滞納処分として差し押さえた財産を換金した代金の取扱いに関する件」(前記4(2)①参照)
財産経営部財産経営課	平成27年8月31日(平成27年7月27日職員調査)	(要改善事項) 「企業庁が管理する財産の使用に伴う使用料の取扱いに関する件」(前記4(2)②参照)

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚県税事務所	平成27年5月26日(平成27年3月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る委託契約の締結に当たり、契約書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかった。
神奈川県相模原県税事務所 [既報告]	平成27年2月5日(平成26年12月17日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが2件、1,965円あった。また、そのうち調定が3月を超えて遅れているものが1件、969円あった。
神奈川県平塚県税事務所 [既報告]	平成27年4月28日(平成27年2月9日職員調査)	(不適切事項) 税務事務において、法人事業税の申告内容の調査等に当たり、二以上の都府県に事務所等を有して事業を行う法人に係る課税標準額の分割基準の誤りを看過し、必要な措置を講じていなかったため、1件、10,000円が徴収不足であった。

## エ 安全防災局(2箇所、2件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
安全防災部くらし安全交通課	平成27年7月22日(平成27年6月11日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムへ旅行経路の一部を入力しなかったため、旅費1件、1,200円を支給していなかった。

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター [既報告]	平成27年2月6日(平成27年2月5日及び同月6日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、重要物品1点(台帳価額8,490,000円(平成元年取得価格))の不用の決定に当たり、神奈川県財務規則の規定により本庁機関の課長の承認が必要であるにもかかわらず、所長の決裁のみにより決定していた。[特記前出]

## オ 県民局(10箇所、17件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
県民局総務室	平成27年7月29日(平成27年6月9日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、平成26年度保育緊急確保事業費補助金に係る戻入(戻入額16,500円)に当たり、会計処理を平

		<p>成27年4月3日に行ったにもかかわらず、戻入書の作成が遅延したことから、県への収入が同年6月2日となり、平成26年度中での戻入処理がされなかった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 「県のたより」特集号新聞折込業務委託契約(単価契約:支払総額9,188,005円)の締結に当たり、入札等が不調となったため、業務仕様書等を変更し改めて受託者を決定する際に、地方自治法施行令で定める要件に該当しないにもかかわらず、再度公告入札に付すことなく随意契約により契約を締結していた。</p> <p>(2) 「県のたより」配送業務委託契約(横須賀市分:契約額3,726,000円)の締結に当たり、会計局通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成26年6月30日から遡及して、同年6月1日から契約の効力が生じることとしていた。さらに、この結果、受託者の決定日(同年6月19日)前に効力が生じる契約となっていた。</p> <p>3 庶務事務において、週休日に勤務し振替を行わなかった職員に対し、時間外勤務手当の支給を行っていなかったものが2件、67,990円あった。</p>
くらし県民部人権男女共同参画課	平成27年7月29日(平成27年6月11日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、女性保護施設として使用する建物に係る電気料金(5月請求分:使用期間4月2日から5月1日)について、同施設の指定管理者が負担すべきである移転日以後の期間に対応する部分も含めて県が支払っていたにもかかわらず、その後、指定管理者に対して当該金額(金額未確定)の請求をしていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 女性相談所の新施設移転に伴い、平成25年度に女性相談所の初度調弁として整備した備品61点、消耗品426点について、神奈川県財務規則第170条に基づく物品の管理換え手続が、備品については3月を超えて遅れており、消耗品については行われていなかった。</p> <p>(2) 寄附物品(寝台等197点、総評価額3,076,500円)の受け入れに当たり、全ての物品について受入手続すべきところ、備品に該当する5万円以上の寝台1点しか受入手続をしていなかった。</p> <p>また、部長の決裁が必要となるにもかかわらず、これをしていなかった。[特記前出]</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「指定管理者が管理する施設に係る、適切な財産管理の方法及び管理に関する基本協定書の規定に関する件」(前記4(2)③参照)</p>
くらし県民部広報県民課	平成27年7月29日(平成27年6月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 「県のたより」特集号新聞折込業務委託契約(単価契約:支払総額9,188,005円)の締結に当たり、設計額の積算に当たり、市場の実勢を的確に反映させていなかった。</p> <p>2 「県のたより」配送業務委託(横須賀市分:契約額3,726,000円)の契約締結に当たり、会計局通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、平成26年6月30日に締結した契約において、同年6月1日に遡及して契約の効力が生じることとしていた。さらに、この結果、受託者の決定日(同年6月19日)前に効力が生じる契約となっていた。</p>
次世代育成部次世代育成課	平成27年7月29日(平成27年6月17日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、平成26年度保育緊急確保事業費補助金に係る戻入(戻入額16,500円)に当たり、会計処理を平成27年4月3日に行ったにもかかわらず、戻入書の作成が遅延したことから、県への収入が同年6月2日となり、平成26年度中での戻入処理がされなかった。</p>

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立女性相談所	平成27年3月16日(平成27年2月5日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、精神保健福祉士等謝礼金(2,132,632円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、31件、160,605円を過大に源泉徴収していた。</p>
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	平成27年7月29日(平成27年5月20日及び同月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、災害その他特別の事情による会議室使</p>

	査)	用料の還付に当たり、還付請求日より3月を超えて遅れているものが1件、9,360円あった。
神奈川県平塚児童相談所 [既報告]	平成27年2月13日(平成27年2月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。
神奈川県厚木児童相談所 [既報告]	平成27年3月23日(平成27年1月16日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、非常勤職員の報酬の支払に当たり、源泉徴収税額表の適用を誤り、所得税及び復興特別所得税8件、3,838円が徴収不足であった。
神奈川県立おおいそ学園	平成27年5月13日(平成27年5月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、厨房用消耗品の購入代(3件、84,265円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。また、このうち2件については、履行確認後3月を超えて支払っていた。[特記前出]
神奈川県立青少年センター	平成27年7月29日(平成27年5月19日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則で定める現金出納簿への記載を行っていないものが1件、120円あった。

## カ 環境農政局 (11箇所、17件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
水・緑部森林再生課	平成27年8月21日(平成27年7月2日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、平成26年度県産木材流通コーディネート事業補助金の補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の内容の確認が不十分であったため、補助金を3,000円過大に交付していた。
水・緑部水産課	平成27年8月21日(平成27年7月3日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、平成26年度水産業経営改善強化促進事業費補助金の補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の内容の確認が不十分であったため、補助金を31,000円過大に交付していた。
農政部担い手支援課	平成27年8月21日(平成27年7月9日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成26年度農業改良資金事務委託契約に基づく事務委託料の支払に当たり、平成27年4月に支出負担行為額の増額を執行(平成26年度当初の概算伺い額68,578円、変更伺い額(増額)31,922円、変更後の執行額100,500円)していた。
農政部畜産課	平成27年8月21日(平成27年7月10日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、26,601円を支給していなかった。

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県自然環境保全センター	平成27年8月13日(平成27年3月24日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、射撃教習に伴う経費の執行に当たり、「負担金、補助及び交付金」で執行すべき受講料15,000円、「使用料及び賃借料」で執行すべき銃代5,000円、「需用費」で執行すべきクレー代5,500円及び実包代3,150円について、全て「役務費」で執行していた。 2 契約事務において、水源林確保本調査業務委託(当初契約額169,020,000円)及び水源林確保予備調査業務委託(現地調査)(当初契約額30,240,000円)の契約に当たり、規定された設計要領及び積算基準に反し、調査業務等の交通費の一部を計上することなく積算していたため、設計額が3,769,200円及び270,000円不足していた。 3 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが3件あった。 4 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが63件あり、そのうち旅費37件、7,400円を支給していなかった。 (2) 公務出張に当たり、出発地を職員自宅とすべきところが在勤庁として算定していたものなど経路を誤ったものが8件あり、そのうち旅費1件268円が支給不足であった。
神奈川県水産技術センター内水面試験場	平成27年4月16日(平成27年4月13日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが2件、94,852円あつ



		た。また、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。
神奈川県水産技術センター相模湾試験場	平成27年4月16日(平成27年4月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、本人負担分である歳計外現金の払出しを失念し口座が残高不足になったため、口座振替がなされず、期限後に支払っているものが1件、170,715円あった。
神奈川県西部漁港事務所	平成27年8月10日(平成27年4月13日及び同月14日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、漁港区域内公共空地占用料の調定が3月を超えて遅れているものが3件、18,094円あった。 2 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、本人負担分である歳計外現金の払出しを失念し口座が残高不足になったため、口座振替がなされず、期限後に支払っているものが2件、585,655円あった。
神奈川県農業技術センター [既報告]	平成27年1月28日(平成26年12月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、エレベーター2台の保守点検業務委託(契約金額492,480円)について、うち1台が故障により使用できないにもかかわらず、修理しないまま保守点検を実施し、当該エレベーター分として164,160円を支払っており、不適切な事務処理となっていた。
神奈川県立かながわ農業アカデミー [既報告]	平成27年4月6日(平成27年1月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 洗浄施設(実験用流し台2箇所)の設置に当たり、事前に水質汚濁防止法に基づく届出を行っていなかった。 2 発酵施設(面積147㎡(常用))及び乾燥施設(畜糞乾燥機1箇所)での作業に当たり、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく設置許可を受けていなかった。
神奈川県畜産技術センター [既報告]	平成27年1月26日(平成26年12月16日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、自家用電気工作物精密点検業務委託の契約の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、見積合せを行い随意契約(契約金額1,058,400円)により契約していた。

キ 保健福祉局 (18箇所、30件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
保健福祉局総務室	平成27年8月20日(平成27年7月6日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、管理指定普通財産である土地の賃貸料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、16,620円あった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 神奈川県救急医療中央情報センター案内台の賃貸借契約(契約金額81,484,200円(平成21年4月14日～平成26年9月30日)・契約金額2,883,600円(平成26年10月1日～平成27年3月31日))に係る執行に当たり、契約書に規定された保守管理基準により保守業務が完了した時には業務完了報告書を提出させることとしていたにもかかわらず、この提出を受けずに履行確認を行い、契約代金を支払っていた。 (2) 介護ロボット普及・実証調査研究事業委託契約(契約金額26,363,144円)に係る仕様書に、委託業務として介護施設及び事業所に介護ロボット20台以上を貸し出して実証モニタリング調査を実施することが定められていたところ、履行された実証モニタリング調査の対象台数が20台に満たなかったにもかかわらず、完了検査で契約内容の適正な履行を確認したものと、契約代金を支払っていた。[特記前出] (3) 県が指定した5つの調査機関との間で一者随意契約を締結している介護サービス情報調査事務委託(単価契約、支出額：5者合計73,374,284円)の契約締結に当たり、個々の調査機関毎に予定価格と見積額を比較すべきところ、委託事業全体として設定した予定価格と、個々の調査機関の見積額に予定数量を乗じた概算総価の合計額を比較しており、個々の調査機関の見積額の妥当性の検討方法に適正を欠いていた。[特記前出]
保健医療部医療課	平成27年8月20日(平成27年7月13日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、神奈川県救急医療中央情報センター案内台の賃貸借契約(平成21年4月14日～平成26年9月30日契約金額81,484,200円・平成26年10月1日～平成27年3月31日契約金額2,883,600円)に係る執行に当たり、契約書に規定された保守管理基準により保守業務が完了した時には業務完了報告書を提出させることとされていたにもかかわらず

		らず、この提出を受けずに履行確認を行い、契約代金を支払っていた。 2 庶務事務において、勤務割振の変更をせずに週休日に勤務した職員1名に対して、時間外勤務手当1件、9,190円を支給していなかった。
保健医療部県立病院課(病院事業会計)	平成27年7月21日(平成27年5月22日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、指定管理者負担金(収入額190,037,950円)の収入に当たり、病院事業の財務に関する特例を定める規則で定める納付期限を定めていなかった。また、共通経費負担金(収入額7,014,868円)については、納付期限までに納付していない者に対し、督促状を発行していなかった。[特記前出]
保健医療部保健人材課	平成27年8月20日(平成27年7月9日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、看護師等修学資金貸付金返納の収入未済に係る督促状の発行に当たり、納付期限後20日以内に発行していないものが51件、1,314,000円あった。[特記前出] 2 補助金交付事務において、平成25年度に交付した院内保育事業運営費補助金につき、返還を求めるべき消費税及び地方消費税の仕入控除税額が生じていたにもかかわらずこれを看過したものが7件あり、返還を求めるべき額が50,573円不足していた。[特記前出]
保健医療部保健予防課	平成27年8月20日(平成27年7月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、肝疾患対策事業における肝炎医療費助成システムの賃貸借及び保守についての賃貸借契約(契約金額648,000円)の締結に当たり、契約期間の開始日を平成26年4月1日とする契約を同年5月19日に締結していた。
福祉部高齢社会課	平成27年8月20日(平成27年7月6日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、介護ロボット普及・実証調査研究事業委託契約(契約金額26,363,144円)に係る仕様書に、委託業務として介護施設及び事業所に介護ロボット20台以上を貸し出して実証モニタリング調査を実施することが定められていたところ、履行された実証モニタリング調査の対象台数が20台に満たなかったにもかかわらず、完了検査で契約内容の適正な履行を確認したものとして処理していた。[特記前出]
福祉部障害サービス課	平成27年8月20日(平成27年7月1日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、管理指定普通財産である土地の賃貸料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、16,620円あった。 (要改善事項) 「指定管理者制度を初期に導入した4施設のモニタリングの実施状況に関する件」(前記4(2)④参照)
生活衛生部食品衛生課	平成27年8月20日(平成27年7月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に勤務した職員1名について、勤務割振の変更により、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することとなったにもかかわらず、時間外勤務手当1件、5,890円を支給していなかった。
生活衛生部薬務課	平成27年8月20日(平成27年7月15日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、日々雇用職員の雇用保険料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが27件、15,512円あった。 2 契約事務において、「平成26年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」に係る委託契約(契約金額5,091,000円)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、平成27年2月27日に締結した契約において、平成26年9月1日に遡及して効力が生じることとしていた。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚保健福祉事務所 秦野センター	平成27年2月26日(平成27年2月24日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、選挙ポスター掲示場が設置されているものが1件あった。
神奈川県小田原保健福祉事務所 所足柄上センター	平成27年6月2日(平成27年3月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、ファクシミリ賃貸借契約ほか2件(契約総額17,460円)の契約の締結に当たり、契約期間の始期が4月1日である契約を会計局長通知に反し5月23日及び同月30日に締結していた。[特記前出]
神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	平成27年5月21日(平成27年3月3日及び同月4日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱

	査)	水費等の立替収入の徴収に当たり、11件、8,680円を過大に徴収していた。
神奈川県厚木保健福祉事務所 [既報告]	平成27年1月26日(平成26年12月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託の契約(契約金額4,412,880円)の締結に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が16,913円過大のまま契約を締結していた。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額の適用を誤ったため、10件、78,870円が支給不足であった。 (2) 一般管理費で雇用している非常勤職員の本人負担分に係る雇用保険料について、人材課の雇用保険料として控除すべきところ、受入所属を誤り、厚木保健福祉事務所の雇用保険料として控除処理しているものが8件、67,332円あった。
神奈川県立平塚看護専門学校 [既報告]	平成27年1月28日(平成26年12月16日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、物品34点(総評価額562,000円)の寄附受入れに当たり、神奈川県財務規則の規定により本庁機関の部長の承認が必要であるにもかかわらず、校長の決裁のみにより決定していた。
神奈川県精神保健福祉センター [既報告]	平成27年1月21日(平成26年12月10日及び同月11日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に伴う精神保健福祉センター庁費の立替収入の徴収に当たり、平成26年度の歳入として整理すべきところ、歳入の所属年度を誤り平成25年度の歳入としているものが1件、20,520円あった。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、非常勤職員の勤務先から直接出張先への経路で算定すべきところ、在勤庁を出発地とする経路で算定していた。
神奈川県立中井やまゆり園	平成27年7月22日(平成27年4月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁舎清掃業務委託(契約額6,955,200円)に当たり、業務仕様書に定める定期清掃日誌を受託業者から受理しないまま検査を完了していた。また、年2回実施される定期清掃について、定期清掃実施月の請求時に当該清掃に係る経費として支払うことができるにもかかわらず、定期清掃に係る経費も含めた全体契約額を毎月均等払いにより支払う契約としていた。
神奈川県立保健福祉大学	平成27年3月17日(平成27年2月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、委員謝礼金等(533,720円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、33件、39,592円を過大に源泉徴収していた。[特記前出] 2 契約事務において、学生健康診断業務委託(単価契約、概算総価額6,292,674円)の概算総価による入札に当たり、公示した仕様書と異なる予定数量により予定価格を積算していた。 (要改善事項) 「情報ネットワーク配線機器賃貸借及び保守契約における予定価格積算に関する件」(前記4(2)⑤参照)
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	平成27年3月17日(平成27年2月13日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、委員謝礼金等(569,000円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、41件、47,050円を過大に源泉徴収していた。[特記前出]

ク 産業労働局(6箇所、7件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
産業部中小企業支援課	平成27年8月4日(平成27年6月19日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、(公財)神奈川県産業振興センターとの土地建物賃貸借契約で、無償貸付(全額減免)を行っている建物の共用部分について、転貸を禁じているにもかかわらず、同センターが自動販売機の設置のため転貸するのを容認していた。
労働部労政福祉課	平成27年8月4日(平成27年6月29日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行わなかった職員1名に対して、時間外勤務手当1件、15,104円を支給していなかった。



労働部雇用対策課	平成27年8月4日(平成27年6月29日及び30日職員調査)	(要改善事項) 「シニア・ジョブスタイル・かながわ」及び「かながわ若者就職支援センター」の清掃業務請負契約に関する件(前記4(1)②参照)
----------	--------------------------------	--

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県産業技術センター	平成27年2月27日(平成27年2月25日から同月27日まで職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 害虫等駆除業務(契約金額498,960円)委託に当たり、請書に基づく作業報告書が毎月提出されているにもかかわらず、神奈川県財務規則で定める検査に関する調書を四半期ごとに作成し、履行確認を行っていた。 2 バイオハザード対策設備保守点検業務委託契約に係る指名競争入札の実施に当たり、応札した者が1者であったにもかかわらず、再度の入札を実施しないまま、当該業者と一者随意契約により契約を締結(契約金額1,922,400円)していた。
神奈川県産業技術センター計量検定所	平成27年2月27日(平成27年2月24日職員調査)	(要改善事項) 「公益社団法人神奈川県計量協会に対する本館建物の一部等への使用許可に伴う光熱水費等の算定方法に関する件(前記4(2)⑥参照)
神奈川県立産業技術短期大学校[既報告]	平成27年3月24日(平成27年1月20日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、空調設備等保守点検業務委託(契約金額2,365,200円)における平成26年9月分の委託料1件(25,920円)の支払に当たり、履行確認後3月を超えて支払っていた。また、契約で定められた受託者からの作業報告書ではなく、受託者が再委託した者からの報告書に基づいて履行確認を行っていた。

## ケ 県土整備局(10箇所、20件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部県土整備経理課	平成27年8月5日(平成27年6月25日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、鹿見堂雨水幹線改築工事の費用負担に関する平成26年度協定書に基づき、12,920,674円を支出していたが、「負担金、補助及び交付金」として執行すべきところ、「委託料」で執行していた。[特記前出] 2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 公用車に係る燃料購入代の支払に当たり、見積合せにより決定した第2四半期の契約業者について公用車使用所屬への連絡が遅れたことにより、誤って第1四半期の契約業者から給油を受けたため、代金が98円割高になっているものがあった。 (2) 施設の賃借に当たり、付属設備等使用料(1件、8,050円)を支払期日から42日経過して支払っていた。
事業管理部用地課	平成27年8月5日(平成27年6月25日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、不動産鑑定料(1件、312,120円)の支払に当たり、請求書の受理後に再三支払の督促を受けていたにもかかわらず、支払期日から288日を経過して支払っていた。[特記前出]
道路部道路企画課	平成27年8月5日(平成27年6月17日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費5件、5,842円を支給していなかった。
河川下水道部下水道課	平成27年8月5日(平成27年6月10日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、鹿見堂雨水幹線改築工事の費用負担に関する平成26年度協定書に基づき、12,920,674円を支出していたが、「負担金、補助及び交付金」として執行すべきところ、「委託料」で執行していた。[特記前出] 2 支出事務において、流域下水道事業会計の平成24年度及び平成25年度の消費税及び地方消費税の確定申告の際に、平成23年度税制改正に伴う消費税法改正による変更を反映しなかったこと及び損害賠償金等に係る特定収入の計算を誤ったことにより申告内容に誤謬を生じたため、平成26年度に修正申告を行い、その結果延滞税を合計247,500円支払っていた。[特記前出]

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所 [既報告]	平成27年2月4日(平成26年 12月17日から同月19日まで職員 調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、観音崎公園の占用許可に当たり、 占用料の算定を誤って許可していた。これにより、占用料 1件、6,570円を過大に徴収していた。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システ ムによる所定の手続を行わなかったため、旅費2件、400円 を支給していなかった。
神奈川県厚木土木事務所 [既 報告]	平成27年1月23日(平成26年 12月2日から同月4日まで職員 調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光 熱水費等の調定が3月を超えて遅れているものが1件、 30,866円あった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 不動産鑑定評価業務の実施に当たり、報酬額の算定を 誤ったため、1件、31,320円が支払不足であった。また、 内容に不備のある不動産鑑定評価書を受領しており、履 行確認が適正に行われていなかった。 (2) 庁舎保守管理等業務委託の契約(契約金額9,366,840円) の締結に当たり、「労働者派遣と請負により行われる事業 との区分に関する基準」(労働省告示)に照らして不適切 な条項があった。
神奈川県厚木土木事務所津久 井治水センター [既報告]	平成27年1月23日(平成26年 12月12日及び同月15日職員調 査)	(不適切事項) 庶務事務において、非常勤職員報酬の加給の支給に当たり、 支給期日を遅延して支給したものが1件、298,680円あった。
神奈川県厚木土木事務所東部 センター [既報告]	平成27年1月23日(平成26年 12月8日から同月10日まで職 員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、県立公園の駐車場の管理許可に当 たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用 料1件、201円が徴収不足であった。
神奈川県県西土木事務所 [既 報告]	平成27年3月19日(平成27年 2月6日、同月9日及び同月 10日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、環境省関係浄化槽法施行規則の 定めに基づく活性汚泥方式の浄化槽の保守点検を週1回以 上実施すべきところ、平成26年4月から同年10月までの間 実施していなかった。[特記前出] 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システ ムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、200円 を支給していなかった。また、公用車を利用した経路と旅 行命令の経路が異なっているものなどがあった。 (要改善事項) 「足柄上合同庁舎警備業務等契約における設計額積算に関 する件」(前記4(2)⑦参照)
神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター [既報告]	平成27年3月18日(平成27年 2月16日及び同月17日職員調 査)	(不適切事項) 1 収入事務において、河川法に基づく土地占用料(212,260 円)に係る延滞金を徴収していないものが2件、3,000円あ った。 2 契約事務において、オイルタンク漏洩点検及びボイラー 総合開放点検業務委託(契約金額342,900円)の実施に当 たり、ボイラー総合開放点検報告書の提出を受けていない にもかかわらず、契約金額を支払っていた。 3 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システ ムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、859円 を支給していなかった。

## コ 企業庁(7箇所、9件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財務部情報管理課	平成27年7月21日(平成27年 5月12日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、上下水道料金未納整理業務委託(平塚、 厚木)契約に基づき受託事業者に貸与している上下水道料金 管理システム用パソコンの修理に当たり、仕様書で修理費に ついては受託事業者が負担することとしているにもかかわらず、 受託事業者から修理費相当額40,608円を徴収していなか った。
水道部経営課	平成27年7月21日(平成27年 5月15日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、委員謝礼金(190,000円)の支払に当 たり、源泉徴収税額表の適用を誤り、交通費相当額について 源泉徴収の対象となる給与等として計算していた。この結果、 所得税及び復興特別所得税10件、51,199円が徴収不足であ った。

## (8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成27年7月7日(平成27年4月30日及び5月1日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、配水管毀損賠償金の督促状の発行に当たり、納付期限後20日以内に発行していないものが2件、95,800円あった。 2 契約事務において、配水管改良工事請負契約の変更に当たり、設計額の積算を誤ったため、契約額が74,520円不足していた。
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	平成27年3月3日(平成27年3月2日及び同月3日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、平成24年度に処分した穿孔機4台(帳簿価額51,950円)に係る固定資産台帳の整理を当該年度中に行わなかったため、同台帳に現有資産を適切に反映していなかった。
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成27年5月19日(平成27年2月26日及び同月27日職員調査)	(要改善事項) 「配水管等の毀損に伴う損害賠償金の未納債権に対する債権管理に関する件」(前記4(2)⑧参照)
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	平成27年4月28日(平成27年4月27日及び同月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、週休日に行われた講習研修会に出席した職員に対して、勤務割振の変更や週休日の振替が行われていないにもかかわらず、超過勤務手当を支給していなかった。
神奈川県企業庁相模川発電管理事務所	平成27年7月9日(平成27年4月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、太陽光発電に係る電力売買契約に基づく電力料金の収入(5月分13,671,265円、6月分9,681,221円、10月分6,735,539円)に当たり、遅延利息3件、23,558円を請求していなかった。[特記前出] 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、200円を支給していなかった。

## サ 議会局(1箇所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
議会局経理課	平成27年9月18日(平成27年8月10日及び同月11日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、平成26年度及び平成27年度の2か年度に渡る約1年分(50冊、26,600円)の定期刊行物に係る前金払いでの購入に当たり、債務負担行為を設定せず一括で契約し、平成26年度の予算執行としていた。 2 物品管理事務において、議員控室の応接用機の引出の鍵の管理が不備であったために本来の鍵が使用できず、緊急対応として専門業者に開錠を依頼した執行が2件、15,120円あった。

## シ 教育委員会(53箇所、65件)

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
行政部財務課	平成27年7月31日(平成27年6月11日及び同月12日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、県立学校児童生徒結核健康診断精密検査費用の支払に当たり、請書で定めた支払期限を過ぎて支払っていたものが2件、203,750円あった。その結果、遅延利息300円を支払っていたが、このうち1件、100円は本来支払う必要のないものであった。 2 文書管理において、会場使用料(5,100円)の支払に当たり、請求書及び当初作成した執行何票が所在不明となったため、請求書の再発行を依頼し、受領後に、執行何票を再作成して支払っているものがあり、書類の管理が不適切であった。
行政部まなびや計画推進課	平成27年7月31日(平成27年6月11日及び同月12日職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、大磯高校プレハブ棟除却工事(当初契約額10,596,960円)の契約に当たり、規定された積算基準等に反し誤った数値により積算していたため、設計金額が過大(1,447,200円)のまま入札を執行し契約を締結していた。 また、工期の最後に工事内容の変更(増額)の必要が生じたため変更契約を締結しているが、解体工等に係る設計数量と現場からの報告数量を照合していなかったため数量の乖離を見過ごし、請負人と変更協議をすることなく支払を完了していた。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費3件、600円



		を支給していなかった。
指導部保健体育課	平成27年7月31日(平成27年6月16日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、県立学校児童生徒結核健康診断精密検査費用の支払に当たり、請書で定めた支払期限を過ぎて支払っていたものが2件、203,750円あった。その結果、遅延利息300円を支払っていたが、このうち1件、100円は本来支払う必要のないものであった。
支援部子ども教育支援課	平成27年7月31日(平成27年6月17日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、国の委嘱事業である「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム(グローブ)推進事業」(平成25～26年度)に係る国費の会計処理を実施校(市立小学校)が行うものと誤認し、平成25年度の会計処理を行わなかったため、本事業の実施に要した経費を国費で支払うことができず、平成26年度予算により同校校長に対し見舞金として234,752円を支払っていた。[特記前出] 2 文書管理において、会場使用料(5,100円)の支払に当たり、請求書及び当初作成した執行何票が所在不明となったため、請求書の再発行を依頼し、受領後に、執行何票を再作成して支払っており、書類の管理が不適切であった。
生涯学習部スポーツ課	平成27年7月31日(平成27年6月22日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成25年度に発注し納品された標的採点機2点、ボタンポジションプレッシャーゲージ2点の購入代(1,520,400円)及びシューティングブーツベンディングゲージ2点の購入代(896,700円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎて平成26年6月に支払っていた。その結果、遅延利息60,900円を支払っていた。[特記前出]

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会教育局中央教育事務所	平成27年7月28日(平成27年4月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、退職所得に係る住民税の納付が遅れたため、延滞金1件、2,400円を支払っていた。
神奈川県立図書館 [既報告]	平成27年4月19日(平成27年2月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県立図書館貯水槽及び排水槽等清掃業務委託の契約(契約金額467,640円)に伴う産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委託契約書(契約単価16.20円/kg)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を明記していなかった。
神奈川県立川崎図書館	平成27年5月1日(平成27年4月30日及び5月1日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限後に納付していたものが2件、185,820円あった。また、これにより不納付加算税の賦課決定を受けて納付していたものが1件、7,500円あった。
神奈川県立金沢文庫	平成27年5月8日(平成27年3月20日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、免震台1点(帳簿価額207,375円)の廃棄処分に当たり、神奈川県財務規則で定める手続を行っていなかった。
神奈川県立近代美術館 [既報告]	平成27年3月12日(平成27年3月11日及び同月12日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが3件あり、そのうち旅費2件、1,878円を支給していなかった。
神奈川県立体育センター	平成27年5月19日(平成27年3月24日及び同月25日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、235,559円あった。 2 支出事務において、委員謝礼金等(160,600円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、22件、11,470円を過大に源泉徴収していた。[特記前出] 3 会計事務処理において、釣銭に充てるため会計管理者から交付を受けた歳計現金(15,800円)を施設使用料徴収事務の受託者に交付し、保管させていた。 4 契約事務において、長期継続契約である印刷機賃貸借契約(予定価格993,600円)の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、三者による見積合せを行い随意契約していた。 5 歳計外現金事務において、所得税及び復興特別所得税を法定納期限後に納付しているものが1件あり、不納付加算税6,500円が徴収されていた。

神奈川県立歴史博物館 [既報告]	平成27年3月3日 (平成27年1月30日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県立歴史博物館 <sup>くん</sup> 燻蒸業務委託(契約金額1,544,400円)の履行確認に当たり、業務仕様書で定める完了届を受領していなかった。また、契約の相手方の業務履行が遅延していたにもかかわらず、履行遅滞に伴う違約金(6,503円)を徴収していなかった。
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成27年8月3日 (平成27年4月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、長期継続契約である機械警備業務委託(契約額959,040円)の契約締結に当たり、競争入札又は競争的手続きにより契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約していた。
神奈川県立横浜清陵総合高等学校 [既報告]	平成27年1月19日 (平成26年12月4日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、講師謝礼金1件(5,555円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税567円を源泉徴収していなかった。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 [特記前出] (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を過大に支給していた。
神奈川県立横浜南陵高等学校	平成27年8月6日 (平成27年4月27日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当10件、34,000円を支給していなかった。
神奈川県立商工高等学校 [既報告]	平成27年2月25日 (平成27年1月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥落防止工事の契約(契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	平成27年4月15日 (平成27年3月13日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬に係る委託契約の締結に当たり、当該契約に係る取引に課せられる消費税及び地方消費税額を契約書に明記していなかった。
神奈川県立磯子工業高等学校	平成27年8月6日 (平成27年4月27日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当10件、34,000円を支給しておらず、1件、10,200円を誤って支給していた。
神奈川県立磯子高等学校	平成27年5月21日 (平成27年3月23日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、許可の内容の一部を誤っていた。これにより、使用料1件、4,020円が徴収不足であった。
神奈川県立港北高等学校	平成27年8月6日 (平成27年4月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、埋設管を許可内容に含めていなかった。これにより、使用料1件、70円が徴収不足であった。
神奈川県立白山高等学校	平成27年4月15日 (平成27年3月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、1,236円を支給していなかった。
神奈川県立市ヶ尾高等学校	平成27年8月10日 (平成27年5月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、3,400円を支給していなかった。
神奈川県立新栄高等学校	平成27年7月28日 (平成27年4月15日職員調査)	(要改善事項) 「冬季期間中に教室などにストーブを設置する経費に関する件」(前記4(2)⑨参照)
神奈川県立舞岡高等学校	平成27年8月10日 (平成27年4月27日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当12件、40,800円を支給していなかった。
神奈川県立上矢部高等学校	平成27年8月3日 (平成27年4月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物運搬処分業務委託契約(契約金額45,360円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかった。
神奈川県立瀬谷西高等学校	平成27年6月17日 (平成27年5月14日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、備品台帳に記録されていた掛地図1点(95,000円)について、所在が不明となっていた。
神奈川県立百合丘高等学校	平成27年8月3日 (平成27年5月21日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、人権教育校内研修会に係る講師謝礼金(30,000円)の支払に当たり、所得税法第204条第1項第1号に該当する報酬又は料金として3,063円を源泉徴収すべきところ、行っていなかった。

		2 契約事務において、自動火災報知設備工事2件(契約金額1,944,000円及び1,709,640円)の執行に当たり、契約書を作成すべき契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
神奈川県立菅高等学校	平成27年8月3日(平成27年4月22日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、学校機械警備委託の長期継続契約(契約金額2,721,600円)について、消費税等の税率改正に伴い契約額(支出額)を増額する場合には変更契約を締結しなければならないにもかかわらず、変更契約を締結せずに増額分(9,720円)を上乗せして支出していた。
神奈川県立相原高等学校	平成27年8月10日(平成27年5月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調設備保守点検業務契約(契約金額185,708円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書の作成を省略できない場合であるにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。
神奈川県立相模原総合高等学校	平成27年8月10日(平成27年5月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託契約(契約金額56,160円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかった。
神奈川県立上溝南高等学校	平成27年8月10日(平成27年5月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約(契約金額72,360円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書の作成を省略できない場合であるにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。
神奈川県立湘南台高等学校	平成27年6月29日(平成27年4月17日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、簡易専用水道検査料(14,700円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息300円を支払っていた。
神奈川県立茅ヶ崎高等学校	平成27年8月3日(平成27年4月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、13,600円を支給していなかった。
神奈川県立鶴嶺高等学校 [既報告]	平成27年4月17日(平成27年3月11日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。
神奈川県立逗子高等学校	平成27年6月29日(平成27年5月12日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、13,600円を支給していなかった。
神奈川県立逗葉高等学校	平成27年8月24日(平成27年5月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物運搬処分業務委託契約(契約金額25,272円)に伴う産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬・処分業務委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかった。
神奈川県立厚木東高等学校	平成27年8月3日(平成27年5月14日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、400円あった。 2 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、2,400円を支給していなかった。
神奈川県立厚木商業高等学校	平成27年7月16日(平成27年4月2日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、トイレ清掃業務(契約額177,120円(内消費税13,120円))及び校舎窓ガラスほか清掃業務(契約額74,498円(内消費税5,518円))で、見積書の価格が積算書の価格を上回っているにもかかわらず発注しているものが2件あった。
神奈川県立厚木清南高等学校 [既報告]	平成27年2月6日(平成26年12月15日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当2件、47,314円を支給していなかった。
神奈川県立大和西高等学校	平成27年8月6日(平成27年5月1日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当9件、30,600円を支給しておらず、1件、10,200円を誤って支給していた。
神奈川県立有馬高等学校	平成27年8月10日(平成27年5月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当9件、30,600円を支給していなかった。
神奈川県立足柄高等学校	平成27年7月9日(平成27年4月2日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、400円あった。



		2 庶務事務において、教員特殊業務手当2件、4,800円を支給していなかった。
神奈川県立綾瀬高等学校	平成27年8月3日(平成27年5月1日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、浄化槽保守点検業務委託契約(契約額764,640円)の締結に当たり、契約期間の始期が4月1日である契約を会計局長通知に反し5月8日に締結していた。
神奈川県立綾瀬西高等学校	平成27年8月6日(平成27年4月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日及び休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが5件あった。
神奈川県立相模原中等教育学校	平成27年4月10日(平成27年3月9日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当3件、20,400円を支給していなかった。
神奈川県立平塚ろう学校	平成27年8月20日(平成27年4月28日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、6,800円を支給していなかった。
神奈川県立鶴見養護学校	平成27年7月27日(平成27年4月21日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、備品の更新に伴い生じる既存備品の撤去及び処分に係る経費1件、21,600円の歳出科目を誤って執行していた。
神奈川県立横浜南養護学校	平成27年7月28日(平成27年4月27日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、講師謝礼金(12,500円)の支払に当たり、所得税法204条第1項第1号に該当する報酬又は料金として源泉徴収すべきところ、給与所得者の源泉徴収税額表(月額表・乙欄)により源泉徴収したため、所得税及び復興特別所得税2件、894円が徴収不足であった。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成27年9月3日(平成27年1月29日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、目的外使用許可申請漏れの物件について、平成26年度に係る目的外使用許可及び過年度の使用料相当額の不当利得返還請求を行ったが、教育財産の目的外使用許可の対象数量を誤っていた。これにより、使用料1件、1,598円を過大に徴収していた。 これに伴い許可対象者に対する不当利得返還請求の収入額が1件、8,769円過大であった。
神奈川県立中原養護学校	平成27年8月5日(平成27年4月21日職員調査)	(要改善事項) 「通学用スクールバスの運行业務委託に関する件」(前記4②)⑩参照
神奈川県立岩戸養護学校	平成27年8月3日(平成27年5月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、昇降機保守点検業務委託(契約金額1,065,312円)の契約締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を設定していなかった。
神奈川県立立武山養護学校 [既報告]	平成27年4月8日(平成27年2月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、冷房機の賃貸借契約(契約金額13,482円)の締結に当たり、長期継続契約の対象とならないにもかかわらず、年度を超えて契約を締結していた。
神奈川県立相模原中央支援学校 [既報告]	平成27年1月13日(平成26年12月2日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調設備保守管理業務委託(契約金額47,952,000円)の実施に当たり、同契約に基づく業務従事者に係る提出書類を受託者から受領しておらず、履行確認が不十分であるなど事務処理が不適切であった。[特記前出]

## ス 人事委員会事務局(1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
人事委員会事務局総務課	平成27年9月18日(平成27年8月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、乗用自動車借上げ契約ほか1件(支払合計額289,580円)の締結に当たり、平成26年4月9日に締結した契約において、同月3日に遡及して契約の効力が生じることとしていた。また、同年4月7日に締結した契約において、同月2日に遡及して契約の効力が生じることとしていた。

## セ 監査事務局(1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
監査事務局監査課	平成27年9月29日(平成27年8月19日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費1件、620円を支給していなかった。

## (2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

## ア 政策局 (14箇所)

## (ア) 本庁機関 (11箇所)

知事室、政策部総合政策課、政策部科学技術・大学連携課、政策部土地水資源対策課、政策部政策法務課、自治振興部地域政策課、情報企画部情報企画課、情報企画部スマート県庁推進課、情報企画部情報システム課、情報企画部情報公開課、基地対策部基地対策課

## (イ) 出先機関 (2箇所)

神奈川県東京事務所、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

## [以下既報告] (1箇所)

神奈川県統計センター

## イ 総務局 (21箇所)

## (ア) 本庁機関 (10箇所)

総務局総務室、組織人材部人事課、組織人材部行政管理課、組織人材部職員厚生課、組織人材部文書課、財政部財政課、財政部税制企画課、財産経営部施設整備課、財産経営部庁舎課、財産経営部設備管理課

## (イ) 出先機関 (4箇所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県給与事務センター

## [以下既報告] (7箇所)

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

## ウ 安全防災局 (7箇所)

## (ア) 本庁機関 (5箇所)

安全防災局総務室、安全防災部災害対策課、安全防災部危機管理対策課、安全防災部消防課、安全防災部工業保安課

## (イ) 出先機関 (0箇所)

## [以下既報告] (2箇所)

神奈川県温泉地学研究所、神奈川県消防学校

## エ 県民局 (14箇所)

## (ア) 本庁機関 (7箇所)

くらし県民部NPO協働推進課、くらし県民部文化課、くらし県民部国際課、くらし県民部消費生活課、次世代育成部子ども家庭課、次世代育成部青少年課、次世代育成部私学振興課

## (イ) 出先機関 (3箇所)

神奈川県立かながわ男女共同参画センター (旧神奈川県立かながわ女性センター、平成27年4月1日名称変更)、神奈川県パスポートセンター、神奈川県立中里学園

## [以下既報告] (4箇所)

神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県中央児童相談所、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所

## オ 環境農政局 (20箇所)

## (ア) 本庁機関 (9箇所)

環境農政局総務室、環境部環境計画課、環境部大気水質課、環境部資源循環推進課、水・緑部自然環境保全課、水・緑部水源環境保全課、農政部農政課、農政部農業振興課、農政部農地保全課

## (イ) 出先機関 (2箇所)

神奈川県水産技術センター、神奈川県立大野山乳牛育成牧場

## [以下既報告] (9箇所)

神奈川県環境科学センター、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県立フラワーセンター大船植物園、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所

## カ 保健福祉局 (25箇所)

## (ア) 本庁機関 (11箇所)

保健医療部医療保険課、保健医療部健康危機管理課、保健医療部県立病院課、保健医療部健康増進課、保健医療部がん対策課、福祉部地域福祉課、福祉部高齢施設課、福祉部介護保険課、福祉部障害福祉課、福祉部生活援護課、生活衛生部環境衛生課

## (イ) 出先機関 (5箇所)

神奈川県衛生研究所、神奈川県平塚保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県立総合療育相談センター

## [以下既報告] (9箇所)

神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立ひばりが丘学園、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県動物保護センター

## キ 産業労働局 (20箇所)

## (7) 本庁機関 (11箇所)

産業労働局総務室、産業部産業振興課、産業部産業立地課、産業部国際ビジネス課、産業部商業流通課、産業部金融課、観光部観光企画課、観光部国際観光課、エネルギー部地域エネルギー課、エネルギー部スマートエネルギー課、労働部産業人材課

## (イ) 出先機関 (1箇所)

神奈川県産業技術センター工芸技術所

## [以下既報告] (8箇所)

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者就労相談センター、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

## ク 県土整備局 (28箇所)

## (7) 本庁機関 (19箇所)

県土整備局総務室、事業管理部建設業課、事業管理部建設リサイクル課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部流域海岸企画課、河川下水道部河川課、河川下水道部砂防海岸課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

## (イ) 出先機関 (3箇所)

神奈川県平塚土木事務所、神奈川県住宅営繕事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

## [以下既報告] (6箇所)

神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県西土木事務所小田原土木センター、神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県広域幹線道路事務所 (平成27年3月31日廃止)

## ケ 会計局 (3箇所)

会計局会計課、会計局指導課、会計局調達課

## コ 企業庁 (21箇所)

## (7) 本庁機関 (9箇所)

企業局総務室、財務部財務課、財務部会計課、財務部財産管理課、水道部計画課、水道部水道施設課、水道部浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

## (イ) 出先機関 (8箇所)

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

## [以下既報告] (4箇所)

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

## サ 議会局 (3箇所)

議会局総務課、議会局議事調査部議事課、議会局議事調査部政策調査課

## シ 教育委員会 (149箇所)

## (7) 本庁機関 (11箇所)

教育局総務室、行政部行政課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、指導部高校教育課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課、生涯学習部文化遺産課

## (イ) 出先機関 (117箇所)

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西



教育事務所、神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所、神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立横浜旭高等学校、神奈川県立水取沢高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜緑園総合高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立弥栄高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢清流高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立相模向陽館高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立吉田島総合高等学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立金沢養護学校、神奈川県立三ツ境養護学校、神奈川県立高津養護学校、神奈川県立麻生養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立鎌倉養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川県立秦野養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立座間養護学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

【以下既報告】(21箇所)

神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校

ス 人事委員会事務局 (1箇所)

神奈川県人事委員会事務局給与公平課

セ 監査事務局 (1箇所)

神奈川県監査事務局総務課

ソ 労働委員会事務局 (1箇所)

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

タ 選挙管理委員会 (1箇所)

神奈川県選挙管理委員会

チ 収用委員会 (1箇所)

神奈川県収用委員会事務局

ツ 神奈川海区漁業調整委員会 (1箇所)

神奈川県海区漁業調整委員会事務局

テ 内水面漁場管理委員会 (1箇所)

内水面漁場管理委員会事務局

ト 公安委員会 (警察本部) (110箇所)

## (7) 本庁機関 (56箇所)

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部会計課、総務部施設課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪対策課、地域部地域総務課、地域部地域指導課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部免許課、交通部運転免許本部試験課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察学校

## (4) 出先機関 (44箇所)

神奈川県加賀町警察署、神奈川県山手警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

## [以下既報告] (10箇所)

神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県座間警察署

## 別記 組織及び運営の合理化に資するための意見

監査の結果に基づいて、県の組織及び運営の合理化に資するため、議会、知事等に提出する必要があると監査委員の合議により決定した意見は次のとおりである。

## 1 県立いせはら塔の山緑地公園の維持管理について

県立いせはら塔の山緑地公園は、無償賃借による約12haの市民緑地とこれに付随する1haの都市公園(広場、パークセンター及び駐車場)から成っている。公の施設に該当せず指定管理者制度になじまない市民緑地と都市公園を一体として運営するため、公園全体の維持管理運営業務を毎年度、同一業者に外部委託している。

しかしながら、他の都市公園における指定管理者制度と同様にその委託内容は受託者の裁量を大きく認めるものとなっている一方で、指定管理者制度の基本である事後統制を欠くものとなっている。

したがって、指定管理者制度の主管課である総務局組織人材部行政管理課との調整に基づき、①指定管理者と市民緑地エリアに係る管理運営業務の受託者が同一であること、②競争性が確保されること、③民間の能力を活用して住民サービスの向上と経費節減等を促し、公の施設の適正かつ効率的な運用を図るという指定管理者制度の趣旨が反映されることなどの条件を充足する適切な指定管理者選定手法を工夫することにより、同公園に指定管理者制度を導入し、その効果が発現されるよう検討することが望まれる。(県土整備局都市部都市公園課)

## 2 水道事業に係る手数料及び加入金の督促状況について

神奈川県公営企業財務規程及び企業庁債権管理取扱要領には、納付期限翌日から起算して20日以内に督促状を発行すること等の督促手続が定められている。当該規定は、公営企業管理者が別に定めるものを除き、債権の内容に関わらず例外なく適用される。給水装置工事に係る設計審査手数料、検査手数料及び水道利用加入金(以下「手数料・加入金」という。)は納入が確認された後に設計審査、検査及び給水という行政サービスが提供される点で特徴的であるが、これらについても督促手続に係る規定が一律に適用されていた。

しかしながら、手数料・加入金に係る収入事務を執行している各水道営業所の監査において督促状の発行に係る事務処理を確認したところ、大多数の収入未済案件については、納入後にサービスの提供が受けられるという特徴もあり、督促状の発行に至らずに口頭での督促により収入が確保されており、むしろ督促状の発行が当事者間のトラブル等の関係で納入促進の支障となる事例もあった。また、督促状の発行は、改造工事、一時用水量器が設置された新設工事、申請者による意図的な納入遅延等の収入未済案件については必要性が高く、有効であると認められるが、これらの事案は僅少であった。各水道営業所におけるこのような収入事務の実情を踏まえると、督促手続に係る規定を手数料・加入金に係る全ての収入未済案件において一律に運用することは、事務処理の有効性、効率性及び経済性の点で適当でないものと認められた。

したがって、督促手続きにかかる規定の主管課である企業局財務部財務課において、手数料・加入金に係る督促手続きの見直しを進め、その検討に当たっては、有効性、効率性、経済性及び合規性の観点から必要な改善措置を講じることが望まれる。(企業局財務部財務課)